

## 幸福の科学学園 関西校建設に関する質問状

滋賀県大津市仰木の里地区における幸福の科学学園 関西校の建設に対し、貴社 滋賀営業所 営業課長代理 [ ]氏より、去る平成 23 年 4 月 15 日、4 月 19 日、及び 4 月 20 日に本自治会会長宅に連絡がありました。しかしながら、下記に記す一連の経緯、また、本建設計画に対する貴社の行動に対し、大変理解に苦しむ点がございます。下記に質問させていただきますので、書面でのご回答の程、よろしくお願ひいたします。

なお、本文書は、大津市建築指導課にも経緯説明を兼ねて送付させていただきますので、申し添えさせていただきます。

### (本自治会会長への接触の経過)

① 平成 23 年 4 月 15 日に本自治会会長宅に、清水建設の営業担当を名乗る方より、電話連絡がありました。その際、会長の奥様から、下記 2 点を貴社に依頼しました。

- ・自治会住民への情報伝達に正確を期すため、連絡は文書でいただきたい旨。
- ・以後、文書は自治会として受取りしたいため、仰木の里支所の自治会用ポストへ投函いただきたい旨。

上記に対して、清水建設の担当者から口頭で了解いただき、改めて文書提出を頂けるということで了承いただきました。

② 平成 23 年 4 月 19 日 19 時頃、貴社、滋賀営業所 営業課長代理 [ ]氏が、突然、本自治会会長宅に戸別訪問されました。その際、[ ]氏より、下記の内容の口頭説明がありました。

- ・4/15 に本自治会が依頼した文書の用意が出来ていないこと。
- ・先日の会長宅への電話に際し、電話番号の情報を本人承諾もなく、幸福の科学学園から入手したこと。
- ・今回の訪問は中高層協議に関する挨拶であること。
- ・中高層協議の対象は、コモンステージ仰木の里東自治会のみであること。

上記に対して、会長の奥様から、下記 3 点を再度貴社に依頼しました。

- ・戸別訪問は、ご遠慮いただきたい旨。
- ・連絡は文書でいただきたい旨。
- ・仰木の里支所の自治会用ポストへ投函いただきたい旨。

③ 平成 23 年 4 月 20 日 19:20 頃、貴社、滋賀営業所 営業課長代理 [ ]氏より、再度、本自治会会長宅に電話連絡がありました。その際、[ ]氏より下記のような問い合わせがありました。

- ・住民に説明する前に、役員会への事前説明に清水建設が行かせてもらうことは可能か。

上記に対して、会長の奥様より、再度、文書での連絡を依頼しました。

## (質問事項)

上記経緯を受け、下記事項をご質問致します。

- ① 4月15日の電話連絡の折に、「文書での連絡をお願いしたいこと」「文書は仰木の里支所の自治会用ポストに投函いただくこと」を了承いただきましたが、4月19日の時点で、早々に取り決めが遵守されなかった理由をご説明願います。

また、4月19日に、再度「戸別訪問はご遠慮いただきたいこと」、「文書での連絡をお願いしたいこと」「文書は仰木の里支所の自治会用ポストに投函いただくこと」をお願いし承りましたが、4月20日にも電話連絡があり、結果的に翌日には双方で合意した取り決めが覆る結果となっております。そのような対応が一切行なわれないことをご確認いただきますようお願い致します。

- ② 自治会長の電話番号という個人情報について、本人の許可を得ず、幸福の科学学園の関係者より情報を入手した件は、個人情報の取り扱いの観点で、貴社におけるコンプライアンス遵守の姿勢に疑問を感じます。

今回、このように情報入手し、利用した経緯・理由をご説明願います。また、今後、近隣自治会も含め、このような個人情報に関する対応が一切行なわれないことを、住民が納得する形でご確認いただきますようお願い致します。さらに、このような個人情報の取り扱いが以後行われないようにするための再発防止策、運用方法、及び、管理責任の所在を明確にしてください、ご説明願います。

- ③ 現在、滋賀県大津市では、「幸福の科学学園建設計画に対する住民不安の解消に向けた取り組みと、住民との合意形成の環境を整える取り組みを大津市に求めることについて」という請願が議会の全会一致で採択されております。また、この請願採択に至った経緯として、幸福の科学学園関西校の学校建設反対に関する署名が、全体で27,980筆、建設候補地周辺学区である仰木の里学区では、住民の6割を超える7,000筆の署名が寄せられています。

このような状況において、貴社が企業としてどのような倫理観を持って本計画に関わり、推進されるようとしているのかご説明願います。

- ④ 既に幸福の科学学園は、住民説明会において今後は隣接の東二丁目自治会と合同で説明会を開催することを明確に約束しています。こうした本計画の規模や上記背景を考慮すると、単に法令に定められた対象者に限らず、仰木の里学区の希望する住民が本協議に参加し、説明を直接受けられるようにすべきと考えますが、それに対する見解についてご説明願います。

なお、本件、納得の行く回答を得られるまで、貴社のご要望にお答えすることが出来ません。貴社における社会倫理に照らし合わせて、適切なご対応とご回答お願いいたします。また、本件に関するご回答は、清水建設株式会社 大阪支店 支店長名にてお願いします。

以上。